

重要事項説明書

(事業の目的)

株式会社紺然想が開設する 紺然想 (以下「事業所」という。) が行う

指定地域密着型通所介護の事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者 (以下「地域密着型通所介護及び介護予防型通所サービス従事者」という。) が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び介護予防型通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

事業所の地域密着型通所介護及び第一号通所介護従事者は、要介護及び要支援状態の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

- 2 利用者の要介護及び要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護及び要支援状態となることの予防に努め、その目標を設定し計画的に行う。
- 3 利用者の意見及び人格を尊重し、常に利用者の立場でサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者の市区町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 5 指定地域密着型通所介護及び第一号通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うと共に、居宅介護支援事業者への情報提供を行う。
- 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生労働省令第37号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

地域密着型通所介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社紺然想・ 営利法人
代表者名	河村 智弘
所在地・連絡先	(住所) 福岡市早良区賀茂2-9-9 (電話) 092-707-7796 (FAX) 092-707-7797

事業所名称及び事業所番号

事業所名	紺然想
所在地・連絡先	(住所) 福岡市早良区賀茂2-9-9 (電話) 092-707-7796 (FAX) 092-707-7797
事業所番号	4091400327
管理者の氏名	河村 智弘
利 用 定 員	地域密着型通所介護・介護予防型通所サービス (18名)

(営業日及び営業時間)

営業日（定休日）	月曜日～土曜日（日曜日及び12月31日～1月3日）
営業時間	午前8時～午後6時00分
サービス提供時間	午前9時～午後4時50分

(通常の事業の実施地域)

事業の実施地域	福岡市内、ただし島しょ部は含まないものとする。
---------	-------------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(職員の職種、員数及び職務内容)

従業者の職種	人員	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1	1	0	管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	4	3	1	生活相談員は、指定地域密着型通所介護の利用申込にかかる調整、地域密着型通所介護計画の作成等を行う。また、ご利用者様に対し日常生活上の介護、その他必要な業務の提供にあたる。
介護職員	5	3	2	地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス従事者は、指定地域密着型通所介護の業務にあたる。
看護師	2	0	2	看護士は、日常生活を営むのに必要な医療的指導、助言を行う。
機能訓練指導員	2	0	2	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(事業所の特色及び運営方針)

- ご利用者様、スタッフが共に楽しむことを追求します。
- ご利用者様の目標や目的を把握し、達成していきます。
- ご利用者様がやりたいことやできることを叶える支援をいたします。
理由をつけてできないではなく、できるにはどうすればよいかを考えます。
- 地域や地域の方とのかかわりを大切にしています。公民館活動や、地域のイベント、地域の方向けの介護啓発活動などに積極的にかかわっています。
- 地域の方も頻繁に事業所へ来られます。
- 事業所は介護を感じない作りで、落ち着いた雰囲気です。

(サービス内容)

種類	内容
食事	(食事時間) 12:00～13:00 ご利用者様と職員と共同で作る家庭的な温かく美味しい食事を提供します。 食事サービスの利用は任意です
入浴	入浴の時間は自由です。個人浴槽です。 好きな時間にご利用できます。 入浴サービスの利用は任意です。

排 泄	ご利用者様の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員によりご利用者様の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。特に心身機能の向上の為、散歩や生活リハビリを重点的に取り組んでいます。
生活指導	ご利用者様の生活面での指導・援助を行います。各種レクリエーションや健康体操等を実施します。
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	ご利用者様とその家族からの各種ご相談に問題解決に向けて取り組みます。
送 迎	ご自宅玄関から施設内までの送迎を行います。送迎サービスの利用は任意です。

(個別援助のための地域密着型通所介護及び介護予防型通所サービス計画の作成等)

指定地域密着型通所介護及び介護予防型通所サービスの提供を開始する際には、ご利用者様の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等、介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。

また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった地域密着型通所介護及び介護予防型通所サービス計画の作成・変更の際には、ご利用者様又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。利用者に対し、

地域密着型通所介護及び介護予防型通所サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行います。

(緊急時等における対応方法)

1. 利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。
2. 天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従います。
3. 事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅支援事業者等に連絡すると共に必要な措置を講じます。
4. 賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

(非常災害対策)

非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備えます。

部分訓練（消火、通報、避難誘導など） 年2回

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとします。

従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとします。また、衛生管理のための感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、従業者への委員会結果の周知、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備、研修・訓練（シミュレーション）の実施を行うものとします。

(個人情報の取扱い)

指定地域密着型通所介護及び第一号通所介護事業所は、地域密着型通所介護及び第一号通所介護サービス利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業

者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとします。

(業務継続計画の策定等)

1. 指定地域密着型通所介護及び第一号通所介護事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（地域密着型）通所介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。
2. 事業者は、（地域密着型）通所介護従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に実施するものとします。
3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

(虐待の防止)

虐待防止に関して、講すべき措置や取組についての指針の整備、及び従業者に対しての年に1回以上の啓発と研修の開催、虐待防止委員会の設置と開催、及び担当者を定めることを行います。

(ハラスメント)

ハラスメントに関して、講すべき措置や取組についての指針の整備、及び従業者に対しての年に1回以上の啓発と研修の開催、内部及び外部の相談窓口の設置を行います。

(指定地域密着型通所介護及び介護予防型通所サービスの利用料等及び支払いの方法)

○要支援

・要支援1 月額 18,789 円 　・要支援2 月額 37,839 円

○要介護

地域密着型通所介護 基本	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要介護1	4,347円	4,556円	6,865円	7,085円	7,868円	8,182円
要介護2	4,995円	5,235円	8,109円	8,370円	9,300円	9,666円
要介護3	5,643円	5,914円	9,363円	9,666円	10,784円	11,202円
要介護4	6,270円	6,573円	10,585円	10,962円	12,247円	12,749円
要介護5	6,928円	7,262円	11,850円	12,247円	13,710円	14,212円

入浴介助加算	418円
送迎減算	片道-491円 (往復-982円)
処遇改善加算Ⅰ	5.9%
ベースアップ等支援加算	1.1%

還俗として上記金額の1割~3割が自己負担金額となります。

(苦情処理)

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 河村 智弘 ご利用時間 9:00~17:00 ご利用方法 電話 (092) 707-7796 面接 (当事業所相談室) 苦情箱 (玄関に設置)
保険者介護保険課窓口	福岡市 東 区福祉・介護福祉課 電話 092-645-1069 城南区福祉・介護福祉課 092-833-4105 博多区福祉・介護福祉課 092-419-1081 早良区福祉・介護福祉課 092-833-4355 中央区福祉・介護福祉課 092-718-1102 西 区福祉・介護福祉課 092-895-7066 南 区福祉・介護福祉課 092-559-5125 ご利用時間 9:00~17:00
国保連相談窓口	住所 福岡市博多区吉塚本町 13-47 電話 092-642-7858 ご利用時間 9:00~17:00

(その他運営についての留意事項)

- 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- 指定地域密着型通所介護及び介護予防型通所サービスの提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。
- 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
- 福祉サービス第三者評価の実施状況の有無
※実施状況無